

西沖の山発電所（仮称）新設計画
に係る環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 1 月

山口宇部パワー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書についての公告及び縦覧等	1
1. 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 方法書の公告及び縦覧	1
① 公 告 の 日	1
② 公告の方法	1
③ 縦 覧 場 所	2
④ 縦 覧 期 間	2
⑤ 縦 覧 者 数	2
1. 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 方法書についての説明会の開催	3
① 開 催 日 時	3
② 開 催 場 所	3
③ 来 場 者 数	3
1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 方法書についての意見の把握	3
① 意見書の提出期間	3
② 意見書の提出方法	3
③ 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解	14

第1章 環境影響評価方法書についての公告及び縦覧等

1. 1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨その他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

（1）方法書の公告及び縦覧

① 公告の日

平成27年11月11日（水）

② 公告の方法

イ. 平成27年11月11日（水）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。 別紙-1

- ・宇部日報（夕刊2面）
- ・山口新聞（社会面、朝刊23面）
- ・中國新聞（山口総合面、朝刊29面）
- ・毎日新聞（山口地域面、山口東地域面、下関地域面、朝刊23面）
- ・産経新聞（社会面、朝刊27面）
- ・朝日新聞（山口面、山口東面、下関面、朝刊27面）
- ・読売新聞（山口地域面、周南地域面、下関地域面、朝刊34面）
- ・日本経済新聞（社会面、朝刊43面）

ロ. 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・関係地域の広報誌への掲載 別紙-2

（イ）宇部市広報「広報うべ 平成27年12月号 No.1478」

・インターネットによる掲載 別紙-3

（イ）宇部市ホームページ（<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/index.html>）に

平成27年11月11日（水）より掲示

（ロ）山陽小野田市ホームページ（<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>）に

平成27年11月11日（水）より掲示

（ハ）山口県庁ホームページ（<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/index.html>）に

平成27年11月16日（月）より掲示

（ニ）当社ホームページ（<http://www.yamaguchiubepower.jp/>）に

平成27年11月11日（水）より掲示

③ 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎等 3箇所及び宇部興産ビル(事務所所在地) 1箇所の計 4箇所にて縦覧を実施した。また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

イ. 自治体庁舎

- ・山口県宇部健康福祉センター (宇部環境保健所) (宇部市常盤町2丁目3番28号)
- ・宇部市役所 2階環境政策課 (宇部市常盤町1丁目7番1号)
- ・山陽小野田市役所 2階環境課 (山陽小野田市日の出1丁目1番1号)

ロ. 当社

- ・宇部興産ビル (事務所所在地) 1階 (宇部市相生町8番1号)

ハ. インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページに方法書及び要約書を公表した。
<http://www.yamaguchiubepower.jp/assess/>
- ・山口県及び宇部市、山陽小野田市のホームページから当社ホームページにリンクすることにより自治体ホームページから方法書及び要約書を参照可能とした。

④ 縦覧期間

平成 27 年 11 月 11 日 (水) から平成 27 年 12 月 10 日 (木) までとした。

自治体庁舎等については、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の閉庁日は除いた。

宇部興産ビル(事務所所在地)については、縦覧期間終了後も平成 27 年 12 月 24 日 (木) まで閲覧可能とした。

縦覧時間は、各縦覧場所とも 9 時から 17 時までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成 27 年 11 月 11 日 (水) から平成 27 年 12 月 24 日 (木) まで閲覧可能とした。

⑤ 縦覧者数

イ. 縦覧者名簿記載者数

総 数	14 名	[60 部]
(内 訳) 山口県宇部健康福祉センター	1 名	[2 部]
宇部市役所	7 名	[15 部]
山陽小野田市役所	2 名	[5 部]
宇部興産ビル (事務所所在地)	4 名	[38 部]

注 : [] 内の数値は、当社が作成し縦覧場所に備え付けた「環境影響評価方法書のあらまし」の持帰り部数である。

ロ. 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数

アクセス数 : 3426 回

1. 2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

(1) 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。説明会は、発電所計画地点である宇部市で開催し、説明会開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行つた。

① 開催日時

平成27年11月25日（水）18時45分～20時30分

② 開催場所

宇部市シルバーふれあいセンター ふれあいホール（宇部市琴芝町2丁目4番25号）

③ 来場者数

94名

1. 3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。なお、平成27年11月25日（水）に実施した説明会における質問も意見として取り扱つた。

(1) 方法書についての意見の把握

① 意見書の提出期間

平成27年11月11日（水）から平成27年12月24日（木）まで
(縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日消印有効とした。)

② 意見書の提出方法 別紙-4

- イ. 縦覧場所に備え付けた意見箱への投函
- ロ. 当社への郵送による書面の提出
- ハ. 説明会での質問用紙の提出及び口頭質問

③ 意見書の提出状況

意見書の提出は12通（意見の総数：28件）であった。そのうち、説明会での質問用紙の提出8件、口頭質問は1件（質問の総数：10件）であった。

日刊新聞紙に記載した公告

○平成 27 年 11 月 11 日 (水) 掲載

- ・宇部日報 (夕刊 2 面)
- ・山口新聞 (社会面、朝刊 23 面)
- ・中国新聞 (山口総合面、朝刊 29 面)
- ・毎日新聞 (山口地域面、山口東地域面、下関地域面、朝刊 23 面)
- ・産経新聞 (社会面、朝刊 27 面)
- ・朝日新聞 (山口面、山口東面、下関面、朝刊 27 面)
- ・読売新聞 (山口地域面、周南地域面、下関地域面、朝刊 34 面)
- ・日本経済新聞 (社会面、朝刊 43 面)

**西沖の山発電所(仮称)
新設計環境影響評価方法書の公告**

環境影響評価法に基づき、「西沖の山発電所(仮称)新設計環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成二十七年十一月十一日
山口宇部パワー株式会社 代表取締役社長 菅野等
「事業者の名稱 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地」
名稱 山口宇部パワー株式会社
所在地 山口県宇部市相生町八番一号
「対象事業の名稱 規模及び規模」
名稱 西沖の山発電所(仮称) 新設計画
種類 汽力 規模 出力百「十万千瓩ワット」

代表取締役社長 菅野等
所在地 山口県宇部市相生町八番一号
「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宇部市、山陽小野田市

「対象事業が実施される区域」
宇部市大字西沖の山

「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」
対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宇部市

「総監査場所」
山口県宇部発電所センター(宇部環境保全所)
(宇部市常盤町二丁目三番一十八号)

「二、総監査期間」
宇部市役所 二階環境政策課
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

山陽小野田市役所 一階環境課
(山陽小野田市日の出一丁目一一番一号)

「三、総監査時間」
宇部興産ビル(事務所所在地)
(宇部市相生町八番一号)

「四、監査時間」
宇部興産ビル(事務所所在地)
(宇部市相生町八番一号)

「五、監査期間」
宇部市役所 二階環境政策課
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

「六、監査の提出」
宇部市役所 二階環境政策課
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

「七、監査の提出期限」
宇部市役所 二階環境政策課
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

「八、監査の提出先」
宇部市役所 二階環境政策課
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

「環境影響評価(仮称)の説明会を開催する日時 場所」
平成二十七年十一月二十二日(水) 十八時
山口県宇部市相生町八番一号
山口宇部パワー株式会社
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

「環境影響評価(仮称)の説明会を開催する日時 場所」
平成二十七年十一月二十二日(水) 十八時
四十五分~二十時四十五分予定
場所 山口県宇部市相生町八番一号
山口宇部パワー株式会社
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

「環境影響評価(仮称)の説明会を開催する日時 場所」
平成二十七年十一月二十二日(水) 十八時
四十五分~二十時四十五分予定
場所 山口県宇部市相生町八番一号
山口宇部パワー株式会社
(宇部市常盤町二丁目七番一号)

(イ) 宇都市広報「広報うべ 平成27年12月号 No.1478」

環境影響評価方法書 の縦覧

環境影響評価法に基づく、西沖の山発電所(仮称)新設計画に伴う環境影響評価方法書の縦覧を行います。12月10日(木)まで、9時～17時(市役所は土日を除く)市役所、山口宇部パワー株式会社(宇部興産ビル)、山口宇部パワー株式会社(☎36-8933)

(イ) 宇都市ホームページ

宇都市ホームページのスクリーンショットです。

ヘッダーには、市章と「宇都市 Ube City」のロゴ、検索機能（Googleカスタム検索、サイト内検索）、文字サイズ調整（拡大、縮小）、色の変更（標準、1、2、3）、ナビゲーションメニュー（暮らし・安心、子育て・教育、健康・福祉、教養・イベント、まちづくり・ビジネス、市の紹介・市政）が表示されています。

本文部には、現在の位置（トップ > まちづくり・ビジネス > 環境保全 > 生活環境の保全 > 西沖の山発電所(仮称)新設計画）、更新日（2015年10月30日）、ツイートボタン、環境影響評価方法書のリンクがあります。

左側メニューには、締覧期間（平成27年11月11日～12月10日）、締覧場所（山口県宇部健康福祉センター、市役所、山陽小野田市役所、宇部興産ビル）、事業の内容、事業者（山口宇部パワー株式会社、代表取締役社長 管野 等）、事業実施想定区域（宇都市大字西沖の山）、事業概要（原動力の種類：汽力、発電端出力：1号機60万キロワット、2号機60万キロワット、合計120万キロワット、燃料：石炭、運転開始時期：1号機平成35年夏（予定）、2号機平成37年夏（予定））、計画段階環境配慮書に係る市長意見（市長意見書（山口県知事宛）（PDF:82KB））、計画段階環境配慮書、締覧期間（締覧期間は終了しました。）、関連リンク（山口宇部パワー株式会社（外部リンク）、宇都市環境審議会及び部会の開催状況）、お問い合わせ（組織名称：市民環境部 環境政策課 環境保全対策係、所在地：〒755-8601 宇都市常盤町一丁目7番1号、電話番号：0836-34-8248、ファックス番号：0836-22-6016）が表示されています。

右側メニューには、まちづくり・ビジネス（環境保全、都市計画・景観・緑化、建築・開発・土地、道路・河川、上下水道、産業、エネルギー・資源、虫山間地域づくり、基準・入札・契約）、イベントカレンダー、オンラインサービス、よくある質問と回答、相談窓口一覧、公共施設案内、宇都市facebookが表示されています。

(ロ) 山陽小野田市ホームページ

さんようおのだし
山陽小野田市

はじめの方へ 携帯サイト サイトマップ English 中文简体字 한국어
背景色を変える 白 黒 青 文字の大きさ 拡大 標準 Google カスタム検索 検索

ホーム くらしの情報 企業・事業者 観光情報 市政情報

トップページ > 組織で探す > 環境課 > 西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価方法書縦覧について

西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価方法書縦覧について

印刷用ページを表示する 掲載日:2015年11月11日更新

西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価方法書縦覧

山口宇部パワー株式会社では、環境影響評価法に基づき、「西沖の山発電所(仮称)新設計画 環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を行います。

縦覧期間及び時間

期間:平成27年11月11日(水曜日)～12月10日(木曜日)

時間:9時～17時

※ただし、土・日・祝日を除く。

縦覧場所

・市役所2階 環境課(16番窓口)
・宇部興産ビル(事務所所在地)1階
※事務所所在地においては、土・日・祝日もご覧になります。
また、山口宇部パワー株式会社のホームページでもご覧になります。
→[山口宇部パワー株式会社ホームページ](#)

説明会

開催日:平成27年11月26日(水曜日) 18時45分～20時45分
場所:宇部市シルバーふれあいセンター(ふれあいホール)(宇部市琴芝町二丁目4番25号)

問い合わせ先

・山口宇部パワー株式会社 Tel:0836-36-8933

このページに関するお問い合わせ先

環境課
〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 庁舎2階16番窓口
環境課環境保全係
Tel:0836-82-1144
Fax:0836-83-2604
✉ [お問い合わせはこちらから](#)

▲ [このページの先頭へ](#)

個人情報の保護 | 免責事項 | 著作権等 | このホームページについて | 広告掲載について

山陽小野田市役所 (市役所への行き方) 開庁時間 | 組織別電話番号一覧
〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号 Tel:0836-82-1111(代表) Fax:0836-83-2604 メールでのお問い合わせはこちらから

Copyright © 2012 Sanyo Onoda City All rights reserved.

(八) 山口県ホームページ

山口県の環境影響評価（環境アセスメント）制度について

○山口県の環境アセスメント制度

（1）環境アセスメント制度とは

環境影響評価（環境アセスメント）とは、大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業による環境影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、住民等の意見を聴き、環境保全に配慮しようとするための仕組みであり、環境の保全を図る上で、極めて重要なものです。

山口県では、平成9年に「環境影響評価法」が施行されたこと等を契機に、平成10年12月に「山口県環境影響評価条例」を制定し、平成11年6月から制度を運用しています。

（2）対象事業

次の事業の種類のうち、その内容・規模により、環境影響評価法又は山口県環境影響評価条例の対象（第1種事業又は第2種事業※）となります。

環境影響評価の対象となる事業の種類

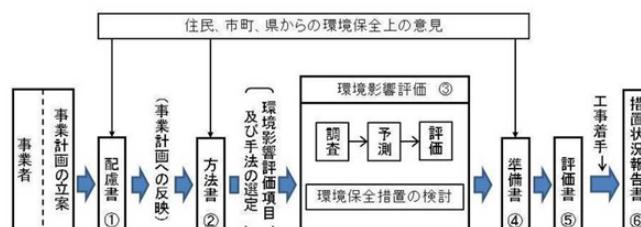
道路	ダム等	鉄道、軌道	飛行場
発電所	廃棄物処理施設	工場又は事業場	下水道終末処理場
スポーツ施設等	水面の埋立て又は干拓	土地区画整理事業	住宅団地の造成
流通業務団地の造成	工業団地の造成	鉱物又は岩石の採取	複合開発整備事業
港湾計画			

（詳しくはこちら） [環境影響評価の対象となる事業 \(PDF: 209KB\)](#)

※ 第1種事業：必ず環境アセスメントを実施する事業

第2種事業：環境アセスメントを実施するか否かを個別に判定する事業

（3）条例の主な手続の流れ



①配慮書に係る手続

事業の位置・規模等に係る計画の立案段階における環境影響について検討し、事業計画に反映します。（条例において、この手続の実施は事業者の任意です。）

②方法書に係る手続（スコーピング）

環境影響評価を行う項目や調査の手法等の案（方法書）を作成し、公告・縦覧を行い、住民や知事等の意見を踏まえて項目及び手法を決定します。

③環境影響評価の実施

④準備書に係る手続

環境影響評価の結果について準備書を作成し、公告・縦覧を行い、住民や知事等の意見を聴きます。

⑤評価書に係る手続

④の意見を踏まえて準備書の記載内容について検討した上で評価書を作成し、公告・縦覧を行います。

⑥評価書公告後の手続

事後調査の結果等について措置状況報告書を作成し、公告・縦覧を行います。

詳しくはこちら・・・

[アセス条例手続フロー \(PDF: 195KB\)](#)

[アセス法手続フロー（発電所を除く） \(PDF: 225KB\)](#)

[アセス法手続フロー（発電所） \(PDF: 223KB\)](#)

(4) 案例、規則、告示等

- [!\[\]\(3bf0e820234707dea72b072754f6fe6f_img.jpg\) 山口県環境影響評価条例 \(PDF : 337KB\)](#)
- [!\[\]\(7778072f38e36a97832dd8f2ca2e6795_img.jpg\) 山口県環境影響評価条例施行規則 \(PDF : 541KB\)](#)
- [!\[\]\(db6d4fd1d64d5bb6bbe506bdc56ba5ec_img.jpg\) 山口県環境影響評価技術指針 \(PDF : 363KB\)](#)
- [!\[\]\(2f08b32f6943a6d1a8116d98ce45b74b_img.jpg\) 山口県環境影響評価条例施行通知 \(平成11年6月11日 環境保全第2023号\) \(PDF : 480KB\)](#)
- [!\[\]\(7494e1ed795865daeeb04378d257e080_img.jpg\) 改正山口県環境影響評価条例施行通知 \(平成25年3月29日 平24環境政策第843号\) \(PDF : 236KB\)](#)
- [!\[\]\(49a034655720744b57cb1b5b2d92c7d5_img.jpg\) 山口県環境影響評価条例逐条解説 \(PDF : 3MB\) \(平成26年3月改訂\)](#)
- [!\[\]\(b0f9c5767051615b0a8a0ee6ccb220ac_img.jpg\) 山口県環境影響評価技術指針解説書 \(PDF : 3MB\) \(平成26年3月改訂\)](#)
- [!\[\]\(922e20e33ccc2e8248ea6548a7406b6f_img.jpg\) 山口県環境影響評価技術指針解説書 \(資料編\) \(PDF : 2MB\) \(平成26年3月改訂\)](#)

《参考資料》

- [!\[\]\(e43e4b1050bbff3ab0579ed9f5c72143_img.jpg\) 山口県環境配慮事例集 \(増補版\) \(PDF : 10MB\) \(平成26年12月\)](#)

(5) 環境影響評価法等

こちらを参照してください。・・・環境影響評価情報支援ネットワーク (別ウインドウ)

○山口県内で現在手続き中のアセス対象事業

(1) 環境影響評価法に基づくアセス対象事業

(仮称)安岡沖洋上風力発電事業

名称	事業者	事業の種類	実施場所	規模	アセスの手続状況	備考
(仮称)安岡沖洋上風力発電事業	前田建設工業株式会社	発電所の設置	下関市安岡沖	最大6万キロワット	方法書手続終了	知事意見提出日:平成25年8月20日

◇参考

・知事意見の内容について

- [!\[\]\(99d67e6987b44582d002ab60b92bbd66_img.jpg\) \(仮称\) 安岡沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書 \(知事意見\) \(PDF : 222KB\)](#)

西沖の山発電所 (仮称) 新設計画

名称	事業者	事業の種類	実施場所	規模	アセスの手続状況	備考
西沖の山発電所 (仮称) 新設計画	山口宇部パワー株式会社	発電所の設置	宇部市大字西沖の山	120万キロワット	方法書手続中	方法書縦覧中H27.11.11～H27.12.10

◇参考

・知事意見の内容について

- [!\[\]\(b49dc6cbcac6f60cbb3a715d0bca678d_img.jpg\) 西沖の山発電所 \(仮称\) 新設計画計画段階配慮書 \(知事意見\) \(PDF : 245KB\)](#)

(2) 山口県環境影響評価条例に基づくアセス対象事業

防府バイオマス・石炭混焼発電所建設設計画

名称	事業者	事業の種類	実施場所	規模	アセスの手続状況	備考
防府バイオマス・石炭混焼発電所建設設計画	エア・ウォーター&エネルギー・パワー山口株式会社	発電所の設置	防府市鐘紡町、新築地町	11万2千キロワット	方法書手続終了	知事意見提出日:平成27年7月27日

◇参考

・知事意見の内容について

- [!\[\]\(0bbb0a21be621feb9d18151995037a9b_img.jpg\) 防府バイオマス・石炭混焼発電所建設設計画に係る環境影響評価方法書\(知事意見\) \(PDF : 188KB\)](#)

| [トップページ](#) | [このサイトの利用について](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [ご意見・お問い合わせ](#) |

山口県庁 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 電話: 083-922-3111 (代表) [\[県庁への交通案内\]](#)

Copyright ©1996-2015 Yamaguchi Prefecture. All Rights Reserved.

(=) 当社ホームページ

本件は、エネルギー記者会、五月会(大阪エネルギー記者会)、
宇部記者クラブ、重工クラブ、化学記者会で発表しています。

平成 27 年 11 月 10 日
山口宇部パワー株式会社
電源開発株式会社
大阪ガス株式会社
宇部興産株式会社

西沖の山発電所（仮称）新設計画に係る『環境影響評価方法書』の届出・送付及び
縦覧・説明会について

電源開発株式会社（以下「Jパワー」）、大阪ガス株式会社（以下「大阪ガス」）及び宇部興産株式会社（以下「宇部興産」）の共同出資により平成 27 年 3 月に設立した山口宇部パワー株式会社（平成 27 年 2 月 27 日お知らせ済、以下「YUP」）は、本日、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、「西沖の山発電所（仮称）新設計画 環境影響評価方法書」を経済産業大臣に届出るとともに、山口県知事、宇部市長及び山陽小野田市長へ送付致しました。

また、方法書の縦覧及び説明会を下記の要領で実施致します。詳細については YUP 公式ホームページ（<http://www.yamaguchiubepower.jp/assess/>11 月 11 日掲載予定）をご確認願います。J パワー、大阪ガス及び宇部興産は、YUP を通じ、本計画において最新鋭の高効率石炭火力発電設備を導入し、環境と調和した事業を推進して参ります。

記

1. 方法書の縦覧

(1) 縦覧場所

関係自治体庁舎（山口県宇部健康福祉センター等）及び事務所所在地

(2) 縦覧期間

平成 27 年 11 月 11 日 (水) ~12 月 10 日 (木)

※事務所所在地においては、平成 27 年 12 月 24 日 (木) まで

2. 方法書の説明会

(1) 日時：平成 27 年 11 月 25 日 (水) 午後 6 時 45 分～午後 8 時 45 分

(2) 場所：宇部市シルバーふれあいセンター ふれあいホール

以 上

(参考)

〔山口宇部パワー株式会社の概要〕

会社名 山口宇部パワー株式会社

本店所在地 山口県宇部市

設立日 平成 27 年 3 月 13 日

代表取締役社長 菅野 等 (J パワー執行役員)

設立時資本 7 億円 (資本金 3.5 億円、資本準備金 3.5 億円)

出資比率 J パワー 45%、大阪ガス 45%、宇部興産 10%

事業内容 電気等供給事業

発電設備 1,200MW (600MW 2 基) 石炭火力発電設備 (予定)

運転開始 2023 年：1 号機、2025 年：2 号機 (予定)

〈お問い合わせ先〉

【J パワー】広報室 北風、星野 TEL 03-3546-2211 (代表)

【大阪ガス】広報部 報道チーム 山根 TEL 06-6205-4515

【宇部興産】I R 広報部 中山、工藤 TEL 03-5419-6110

西沖の山発電所（仮称）新設計画環境影響評価方法書

ご意見記入用紙

平成 年 月 日

〒
ご住所(ふりがな)
お名前

ご連絡先（TEL）

ご意見の内容及びその理由

注) 環境影響評価法施行規則第4条の規定により、氏名及び住所は必ずご記入願います。

本用紙にご記入いただきました情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

【ご意見の提出方法及び提出先】

縦覧場所に備え付けの「ご意見箱」に投函下さい。郵送の場合は、以下のあて先まで提出期間内にお送り下さい。

〒775-0043 山口県宇部市相生町8番1号

山口宇部パワー株式会社

【ご意見の提出期間】

平成27年11月11日（水）から平成27年12月24日（木）まで [郵送の場合は、当日消印有効]

西沖の山発電所（仮称）新設計画
環境影響評価方法書説明会

質問票

◎ご質問は、「西沖の山発電所（仮称）新設計画 環境影響評価方法書」（「要約書」及び「あらまし」を含む）に関するものに限らせて頂きます。

※お手数ですが、質問票1枚につき、ご質問が1問となるようご記入ください。

質問が複数となる場合は、「ご質問箱」の横に質問票を用意しておりますのでご利用ください。

ご住所：

ふりがな
ご氏名：

※ふりがなもお願い致します。

ご質問の項目：（該当する項目の番号に○印をつけて下さい）

- | | | |
|----------|--------------|----------|
| 1. 事業計画 | 5. 水環境 | 9. 温暖化関係 |
| 2. 環境全般 | 6. 動物・植物・生態系 | 10. その他 |
| 3. 大気環境 | 7. 廃棄物関係 | |
| 4. 騒音・振動 | 8. 景観 | |

ご質問の内容

注：本質問票にご記入頂きました情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は26件であった。また、環境の保全の見地以外からの意見が2件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

なお、提出された意見については、原文どおり記載した。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と当社の見解

1. 事業計画関係

No.	意見の概要	事業者の見解
1	石炭火力発電所の必要性がないと思う。 電力需要と供給から見て発電所は、必要ない。需要は減少する。 評価したのか。(必要性について)	<p>将来の電力需要の想定は、国の「長期エネルギー需給見通し」(平成 27 年 7 月経済産業省)において公表されておりますが、2030 年度において、徹底した省エネを進めたとしても、電力需要は伸張することが想定されております。なお、電力供給においては、火力発電設備の老朽化が進行しており、計画的に更新していくことが必要です。</p> <p>また、長期エネルギー需給見通しは、2030 年における電力の需給構造、所謂「エネルギー・ミックス」も示しておりますが、石炭火力発電は 26%程度の供給を担うべきとされております。</p>
2	今さら、石炭は、無し (CO ₂ 問題)。 先を考えると、自然エネルギー 興産はアンモニアがあるでしょう、水素発電、アンモニア発電を進めるべきです。	<p>長期エネルギー需給見通しは、「エネルギー基本計画」(平成 26 年 4 月閣議決定)に基づき、安全性、安定供給性、経済効率性及び環境適合の同時達成を実現すること (S+3E) をエネルギー政策の要諦としており、この実現のための方策として、徹底した省エネルギー(節電)の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、規制基準に適合した原子力の再稼働と併せ、「火力発電所の高効率化を進めつつ環境負荷の低減と両立しつつ活用する」こととしております。石炭火力発電は、エネルギー・ミックスの不可欠な一要素として、利用可能な最新鋭の技術を採用することで、環境負荷を抑制しつつ活用していくエネルギーです。</p> <p>当社は、最新鋭の高効率石炭火力発電設備を導入することにより、供給安定性と経済性に優れた石炭資源の有効活用を進め、引き続き國の方針に即して事業を進めていく考えです。</p> <p>また、平成 28 年 4 月に開始する電力全面自由化により発電分野に新規参入が促進され、健全な競争の結果として、高効率ゆえにコスト競争力のある発電所が高稼働となり、低効率の発電所は低稼働又は停止していくものと考えられます。当社の発電所についてはコスト競争力のある発電所として効率の維持に努め、小売事業者を通じ低炭素社会の実現に寄与していく考えです。</p>

2. 大気関係

No.	意見の概要	事業者の見解
3	高層気象については、内陸地点は、秋季、春季、夏季の三季の調査になっています。なぜ、年間の観測ではないのでしょうか。環境影響は年間のデータで予測すべきです。高層気象の観測は、冬季もすべきです。	<p>内陸地点における高層気象観測は、特殊気象条件下における予測において、内部境界層フュミゲーション発生時の予測を行うことから、内部境界層の出現状況を確認するために実施するものです。</p> <p>内部境界層は一般に春から夏にかけた晴天時に発生すると言われていることから、内陸地点における高層気象観測は春季、夏季に加えて、過去の発電所における環境影響評価事例を踏まえ、秋季の3季で高層気象観測を行うことといたしました。</p> <p>なお、対象事業実施区域内における高層気象観測については、冬季も含めた4季で観測を行うこととしております。</p>
4	温排水については、UBE パワーセンターの火力との重畠を影響予測するとなっています。大気については、バックグラウンド濃度で判断するとなっていますが、特殊気象条件下の短時間予測では、すでに稼働している、新小野田火力（石炭、50万kW×2）宇部興産自家発電所（約4万kW）、ユービーイーパワーセンター発電所（石炭、21.6万kW）との重なり具合を、個別の発電所からの影響実績をもとに重ね合わせるべきでないでしょうか。	<p>対象事業実施区域周辺の既設発電所の大気質への影響は、周辺の一般局における測定結果に反映されているものと考えております、施設の稼働（排ガス）の予測評価にあたっては、周辺一般局の測定結果をバックグラウンド濃度として用いることから、既設発電所の影響を加味したものであると考えております。</p> <p>逆転層形成時や煙突ダウンウォッシュ等が発生する条件においても、周辺一般局の1時間値をバックグラウンド濃度に用いることから、特殊気象条件下における1時間値の予測についても、既設発電所の影響を加味したものになると考えております。</p>
5	降下ばいじんについては、大気中の濃度のみを問題にしています。が、他の地点では、土壤への影響を考慮して、運転開始後の調査項目として、土壤調査を行っているところもあります。石炭中の重金属の問題を懸念していることです。事前に、土壤調査を行う必要があるのではないでしょうか。	<p>「石炭火力発電所排煙による周辺土壤への影響評価」（財団法人 電力中央研究所 研究報告 T87029、昭和63年）によれば、25年間の運転実績を有する石炭火力発電所周辺における土壤調査及び拡散計算により、重金属等の微量物質の土壤への沈着について影響評価を行った結果、周辺土壤に沈着する元素量は僅かであり、十分に無視し得るとされていることから、排ガス中に含まれる重金属等の微量物質が土壤へ与える影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>したがって、対象事業実施区域周辺において、重金属等の微量物質の土壤調査を実施する計画はありません。</p>

3. 騒音・振動関係

No.	意見の概要	事業者の見解
6	秋から冬～春先にかけて夜中、現在、西部石油や、ポリエチレン工場、厚東川対岸のアンモニア工場の音が、暗騒音が大きい。滝のようなモータ音である。発電所から稼働時、発生する音は、どうか？特に夜間。	<p>施設の稼働（機械等の稼働）により騒音が発生いたしますが、対象事業実施区域の敷地境界から最寄りの住居及び住居系用途地域までは約800m以上離れており、騒音の発生源となる主要な発電設備は、最寄りの住居から約1.5km離れた位置に設置することから、施設の稼働による騒音の影響はほとんどないものと考えております。</p> <p>なお、過去に本事業とほぼ同じ場所で発電所の建設を計画していた環境影響評価準備書によれば、最寄りの住居における施設の稼働（機械等の稼働）による騒音の予測値は、昼間及び夜間のいずれにおいても騒音値の上昇がないことから、施設の稼働（機械等の稼働）による騒音の影響はほとんどないものと考えられます。</p>
7	建設機械に関する騒音、振動については、「境界から、住居地域まで800m以上離れているので、影響がきわめて小さいことが明らかである」ので調査項目に設定されていませんが、その根拠となる調査、知見などを示してください。	<p>建設機械の稼働により騒音及び振動が発生いたしますが、対象事業実施区域の敷地境界から最寄りの住居及び住居系用途地域までは約800m以上離れており、騒音や振動の発生源となる主要な工事場所はさらに最寄りの住居から離れた場所となることから、建設機械の稼働による騒音及び振動の影響はほとんどないものと考えられるため、環境影響評価の項目として選定いたしませんでした。</p> <p>なお、過去に本事業とほぼ同じ場所で発電所の建設を計画していた環境影響評価準備書によれば、最寄りの住居における建設機械の稼働による騒音及び振動の予測値は、騒音値及び振動値の上昇がないことから、建設機械の稼働による騒音及び振動の影響はほとんどないものと考えられます。</p>

4. 水環境関係

No.	意見の概要	事業者の見解
8	取水、放水の温度差7℃は、影響大と思える もっと差を縮めるべきでは? また放水口が陸地に近いが、この意図は?	<p>今回の計画では環境への影響に配慮する観点から取放水温度差は先行地点で実績のある7℃で計画しております。</p> <p>取放水温度差を縮める（小さくする）と、それに応じて冷却水および温排水の流量が増大し、環境への影響が懸念されることから、他の発電所計画でも数多くの実績がある取放水温度差で計画することとします。</p> <p>放水口の位置は、現在の計画では陸地から1km程度までの位置として計画しております。位置の決定にあたっては、対象事業実施区域前面海域の地形や潮流、船舶航行への影響の有無及び温排水の拡散範囲等を総合的に判断し、影響を抑えることとし、今後、環境調査の結果をふまえ、最適な位置を検討してまいります。</p>
9	海水の温度、潮流、塩分濃度を調べられる地点ですけど、こじまの所までだったと思うんですけど、厚東川の下流の。厚東川の場合は干満の差が激しくて広瀬浄水場近くまで海水が行ってます、かなり上流まで。川の中ほどの安全を見て調査された方が、温度なんかは生物に非常に影響しますので、もっと川の上流といったそういう所も調査された方がいいのではないかなと思います。	<p>海域における水温・流況などの調査地点は「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省HP、平成27年7月）に基づき設定しており、調査結果を用いて厚東川を含めた範囲を対象に温排水の拡散予測を行います。一方、海生生物については潮間帯を含めて調査を行い、河口域の分布状況を把握いたします。これらの結果に基づき、海域に生息・生育する動植物への影響を評価いたします。</p>

5. 動物・植物・生態系関係

No.	意見の概要	事業者の見解
10	海にスナメリが回遊しているが、どうするのか、・・・回遊しなくなる。	<p>海域の重要な動植物については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省HP、平成27年7月）に基づき、文献調査及び「魚等の遊泳動物」「潮間帯生物」「底生生物」等の現地調査により分布の状況等を把握し、その結果を踏まえて当該海域における影響予測・評価を行っていくこととします。</p> <p>スナメリについては、船上作業時に全ての船舶で目視観察を予定しており、広範囲かつ高頻度で観察に努めることとしております。</p>
11	生態系を調査項目にあげていない理由は、「対象事業実施区域及びその周辺約1kmの範囲は工業専用地域であり、それ以遠の植生と連続性がない」となっています。ところが、西沖の山地区は1939年から1984年にかけて埋立た地区であり、埋立完了から30年以上経っており、地域との植生がつながっている可能性があります。さらに、建設予定地では、絶滅危惧種であるベッコウトンボ、ヒヌマイトンボの発見の可能性もあり、昆虫類の調査は行われています。なぜ、工業専用地域に指定されているということだけで、生態系の調査はしないと判断するのでしょうか	<p>対象事業実施区域は、海底浚渫土等により埋め立てられた造成地であり、工場立地を目的とした工業専用地域に指定されております。また、対象事業実施区域が位置する西沖の山地区では造成後にも海底浚渫土の受け入れが行われております。さらに、造成後に生じた草地に対しても除草等が行われております。このため、対象事業実施区域の生態系は人為的に管理された草地等の環境を基盤とした一過性のものであることから、評価項目として選定しておりません。</p> <p>なお、対象事業実施区域に生息・生育する重要な種については現地調査により分布の状況等を把握し、その結果を踏まえて影響予測・評価を行います。</p>

6. 廃棄物関係

No.	意見の概要	事業者の見解
12	石炭灰はどのくらい発生する見込ですか？ その処理方法はどのような御予定ですか？	現時点で想定される石炭使用量は、年間設備利用率を100%とした場合、年間約400万トンであることから、石炭中灰分を10%とした場合には、本事業により発生する石炭灰の発生量は年間約40万トンとなります。 なお石炭灰は主にセメント原料用粘土代替材料などに有効利用する計画としております。

7. 温室効果ガス関係

No.	意見の概要	事業者の見解
13	1. 石炭火力発電所の新設の問題について ①「パリ協定」での決定 今年12月12日、気候変動枠組条約締約国会合第21回締約国会合（COP21）がフランスパリで開催され、気候変動問題解決に向けた歴史的合意とも言える「パリ協定」が採択された。「パリ協定」では、地球の気温上昇を産業革命前に比べて1.5℃から2℃未満で抑えるような目標が明記され、今世紀下半期中にはCO ₂ 排出量を実質ゼロにするという長期目標も示されている。IPCC第5次評価報告書によれば、地球の平均気温の上昇を2℃にとどめるためには、大気中の二酸化炭素の濃度を450ppmに安定化させることで達成できる可能性が高いとされており、すでに400ppmを超えている現状においては、化石燃料の利用を抑えることが急務の課題となる。つまり、日本も合意した「パリ協定」の採択は、化石燃料時代の終焉を意味している。実際この数ヶ月の間に石炭火力発電からの融資撤退を表明する自治体や企業は増え、イギリス政府に至っては石炭火力発電所を2025年までに撤廃する方針を打ち出したことなど、世界の潮流は脱石炭に向かいつつある。そのような状況の中、世界の潮流に反し、天然ガスの約2倍のCO ₂ を排出する石炭火力を新設することは、将来の気候変動へ甚大な環境影響を及ぼすことになる。よって、そのことを無視した本事業の実施には反対する。	気候変動枠組条約第21回締約国会合（COP21）において気候変動問題解決に向けた「パリ協定」が採択され、今後、日本においても、提出した約束草案におけるCO ₂ 等削減目標の根拠である「長期エネルギー需給見通し」（平成27年7月経済産業省）に示されたエネルギー・ミックスの実現に向けて、具体的な実行の枠組みを構築することが必要であると認識しております。 この課題に対し、電力業界では、平成27年7月17日に、電気事業有志（電気事業連合会、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者有志（計35社））は、「電気事業における低炭素社会実行計画」を合同で策定するとともに、目標の達成に向けた新たな自主的枠組みを構築し、参加各社それぞれの事業形態に応じた取り組みを実施していくこととしました。当社は、出資会社と共に電気事業全体での目標の達成に向けて最大限努力していく考えです。 また、当社は、発電事業者として、経済的に利用可能な最良の技術（BAT）を活用すること、具体的には最新鋭の高効率石炭火力発電設備を導入することで、二酸化炭素の排出削減に取り組むことを通じ、国のエネルギー基本計画におけるS+3Eの同時達成に寄与していく考えであります。 なお、石炭火力は、エネルギー・ミックスにおいて、2030年に26%程度の供給力と位置付けられております。
14	②気候変動対策の観点から見れば、今後建設される発電所は、少なくともLNG火力は達成している約350g-CO ₂ /kWhの水準を満たすべきである。自主的枠組みの構築が求められている中で平成27年7月17日に電気事業連合会加盟10社や新電力23社による新たな自主的枠組みや「電気事業における低炭素社会実行計画（実行計画）」が策定されたものの、その実行性ははるかに担保されていない。本方法書では、この自主的枠組みと「実行計画」がなぞられているだけで、何ら国の目標や計画との整合がとられているわけでもない。そればかりか、実行計画で示された「2030年度に排出係数0.37kg-CO ₂ 」とする目標や、削減ポテンシャルを約1100万tCO ₂ を見込むとしている計画にいかに適合するかその方法が示されていない。	

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
15	<p>2. 環境大臣の意見書</p> <p>IPCC 第 5 次評価報告書において示されたように、CO₂ は気候変動の主因であり、地球環境に多大な影響を及ぼすことは明白である。BAT を採用する場合でも、事業によって引き起こされる CO₂ の総排出量の影響を検討し、対応を実施することは、事業者の社会的責任として不可避である。</p> <p>また、環境大臣から経産大臣への意見書では、本計画に対して「是認しがたい」とする意見書を発表しており、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組む枠組みがいまだ構築されていない状況下にあり、また、天然ガスを超過する分に相当する純増分についての環境対策が明らかになっておらず、エネルギー・ミックスに基づく約束草案の達成に支障をきたす懸念があることを理由に挙げている。これに対しても責任を小売業者に押し付けるのではなく、事業者自らの責任として方法書において具体策を示すべきである。</p>	<p>環境大臣意見（平成 27 年 6 月 12 日付）は、意見が発出された枠組み不在の時点では、新設計画を是認する根拠がないとの趣旨と解釈しており、当社は、新設計画それ自体が否認されたとは考えておりません。なお、経済産業大臣意見（平成 27 年 6 月 26 日付）において、当社は、「現時点において、地球温暖化対策に係る電力業界全体の自主的枠組（以下、「自主的枠組」）」は構築されていない。エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、早期に自主的枠組が構築されるよう発電事業者として努めること」が求められましたが、その後、平成 27 年 7 月 17 日に、電気事業有志（電気事業連合会、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社及び特定規模電気事業者有志（計 35 社））は、「電気事業における低炭素社会実行計画」を合同で策定するとともに、目標の達成に向けた新たな自主的枠組みを構築し、参加各社それぞれの事業形態に応じた取り組みを実施していくこととしました。当社は、出資会社と共に電気事業全体での目標の達成に向けて最大限努力していく考えです。</p> <p>また、当社は、発電事業者として、経済的に利用可能な最良の技術（BAT）を活用すること、具体的には最新鋭の高効率石炭火力発電設備を導入することで、二酸化炭素の排出削減に取り組むことを通じ、国のエネルギー基本計画における S+3E の達成に寄与していく考えであります。</p> <p>なお、現在、自主的枠組みの目標達成のため、電力業界全体で具体的な仕組みやルール作り等が行われております。今後、環境影響評価手続期間中に具体化された内容があれば、準備書以降の図書に可能な範囲で記載してまいります。</p>
16	<p>3. CO₂ 排出による環境影響に関する具体的な情報について</p> <p>CO₂ 排出量に関する詳細データは準備書以降に記載する予定としているが、CO₂ 排出量や発電効率、送電端効率は環境保全の見地から検討するにあたって重要な情報であり、事業実施の是非にも関わる情報であると考えられるため、事業者はこれを早急に開示すべきである。</p>	<p>施設の供用に伴い排出される二酸化炭素については、「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成 25 年 4 月 経済産業省・環境省）BAT の参考表【平成 26 年 4 月時点】に掲載されている「(B) 商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続に入っている発電技術」についても採用の可能性を積極的に検討した上で、「(A) 経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」以上を採用する計画としております。</p> <p>また、発電電力量当たりの排出量及び総排出量については、今後の設備の諸元等の検討結果を踏まえ準備書に記載し、BAT への適合状況について評価いたします。</p>

8. その他の環境関係

No.	意見の概要	事業者の見解
17	宇部市の一般廃棄物のゴミも、燃料として検討して頂けませんか？	一般廃棄物のごみや木屑などを燃料として燃焼させ、その熱を利用して発電するバイオマス発電の活用があります。バイオマス発電は、環境負荷を低減するメリットがある一方で、資源が広い地域に分散しているため、燃料の安定的な調達（収集・運搬・管理）の観点で課題があります。本計画では、様々な課題や発電設備に与える影響等を総合的に勘案し、今後検討してまいります。
18	廃熱をもっと有効利用出来ないか？	現状の石炭火力発電のシステムにおいて極力有効に廃熱を利用した計画としておりますが、有効利用に向けて今後検討を進めてまいります。
19	説明会で、方法書の手続きに先行して、環境調査がされていることをみたが、実際はどうか 法的に許されるとしたら、どの法に基づいてるか	発電所の環境影響評価に関連する法令において、環境調査の実施時期については特に規定されておりません。 事業者の責任のもと、環境調査は方法書の手続きに先行して開始しております。 なお今後の国、関係自治体の方法書審査において、事業計画や調査、予測及び評価の手法についての意見をいただき、適切に環境影響評価へ反映させてまいります。
20	5. 環境アセスメントの進め方について 事業者は、方法書説明会において方法書の手続きに先行して環境調査を行っていると答えたと聞いているが、調査地点や調査方法、調査項目は環境アセスメント制度におけるコミュニケーションを経て決定されるべきものであり、先行して調査をすることは問題である。新石垣空港訴訟において那覇地裁の判決（平成 17（行ウ）1 違法公金支出金返還等請求事件 平成 21 年 2 月 24 日 那覇地方裁判所）でも、環境アセスメント手続きを形骸化されてしまう恐れがある。よって、環境影響評価の項目に対する意見期間が終了していない間の調査を中止するように求める。	
21	放射線の空間線量のデータかのせてあるがその理由は？	放射性物質については環境影響評価法の適用除外とされていましたが、平成 25 年 6 月に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成 27 年 6 月に環境影響評価法において放射性物質に係る適用除外規定を削除する改正が行われました。「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」についても平成 27 年 6 月に改正が行われ、放射性物質を環境影響評価の項目として選定するか否か判断するため、対象事業実施区域及びその周辺の概況を把握する必要があることから、一般環境中の空間放射線量率の状況を方法書に記載しております。
22	環境影響評価方法書は、地域の環境保全を考える上でも貴重なデータです。県や市町村の図書館に縦覧後も置くことを考えてはどうでしょうか。	方法書については、当社の著作物であることや、当社以外が作成した地図等が含まれることから、無断複製等に関する問題が生じることがない様留意する必要があると考えております。 したがって、当社として、県や市の図書館等に置くことは考えておりません。

No.	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
23	4. 情報公開について 環境アセスメントにおいて公開される方法書などの資料は、縦覧期間が終了しても閲覧できるようするべきである。また、公開期間中においても、印刷が可能にするなど利便性を高めるよう求める。	本計画における環境影響評価方法書に係る図書については、環境影響を受ける範囲と認められる地域である宇部市、山陽小野田市の各市役所庁舎、山口県宇部健康福祉センター及び事務所所在地である宇部興産ビルの計4カ所での縦覧に加え、当社ホームページ上にて公開いたしました。 また、期間については、縦覧期間終了後においても意見の募集期間中は方法書が閲覧できるよう、当社ホームページ及び宇部興産ビルにおいて公開いたしました。インターネット上での公開に当たっては、当該方法書が当社の著作物であることや、当社以外が作成した地図等を含むことから、無断複製等に関する問題が生じることがない様留意する必要があると考えております。 したがって、公開している方法書については印刷やコピーができない措置とさせていただいております。
24	「発電所に係る環境影響評価の手引き」には、火力発電所の参考項目として設定しない理由に「ただし、土地掘削等により土壤汚染物質が発生し、明らかに環境への影響が予想される場合は除く」とあり、例外的に必要性を認めています。土地利用履歴をみると、西沖の山地区は、炭鉱からであるボタによって埋め立てられたと記されています。過去、ぼた山で自然発火を生じた炭鉱もあり、捨て石だけでなく、石炭も含まれている可能性があります。まず、土地改变以前に、土壤調査を実施し、残土処理について対策をたてるべきです。環境影響評価の項目の一つに設定すべきです。	工事に伴い発生する掘削残土、浚渫土は、「山口県循環型社会形成推進条例」「建設副産物適正処理推進要綱」に基づき適正に処理する計画としており、環境への影響がほとんどないものと考えられることから、土壤汚染については評価項目として設定しておりません。 なお、工事に関しては、土壤汚染対策法に基づいて必要な調査等を行い、関係機関と協議しながら適切に対応していくこととしております。
25	環境影響評価の手続きでは、住民の意見は通常、事業者の見解をつけて、審議会などに提出されています。今回、この意見の事業者の見解について、私が知る手段はあるのでしょうか。また、事業者の見解について、疑問が生じた場合、どのようにすればよいのでしょうか。	住民の皆様からのご意見は、当社の見解を付して経済産業省に届出いたします。この「意見の概要・見解」については、環境影響評価準備書に記載いたします。 本計画に関するお問い合わせについては、当社までご連絡ください。
26	今でも夜間の、工場の保安用のライトが明る過ぎると思うが、発電所の保安ライトは、極力小さくしてほしい。上空、側方に光を向けない。	発電所内の夜間照明は、設備の点検や整備を安全に行うための保安用であるためこれをなくすことはできませんが、計画に当たっては必要最小限の照明を設置するとともに、設置方法も周辺の環境に配慮した設計といたします。

(参考) 環境の保全の見地以外からの意見

No.	意見の概要	事業者の見解
27	津波に対して取水ポンプがどうなってる。まあ、結構3mの津波が発生しますけども。放射性物質はないと思うんですけど、発電所が止まってしまうと結構大きな出力ですので地域に電力の影響が出ると思うんですが、このへんの対策は取られておられるか?	山口県が公表した「津波浸水想定（平成25年12月）」によると、津波高は基本水準面から+5.21mとされており、現在の敷地高（+7.8m～8.6m）より低いことから、取水ポンプ及び発電所の運転に支障はないため、特段のハード面の対策は考えておりません。
28	環境影響評価では、地震対策がどのように行われているか、明らかにされません。どの程度の震度に耐えられるように、設計してあるのでしょうか（ガル（cm/s ² ）で示してください）。また、津波の高さは、何メートルまでですか、明らかにしてください。また、津波の高さは、近年観測されている潮位の上昇を反映してものでしょうか。これらのことと調査項目としてあげ、詳細な検討結果を住民にも示すべきではないでしょうか	今後、最新の耐震基準に準拠して設計を行い、安全性に十分配慮した設備設計を進めてまいります。津波については、山口県が公表した「津波浸水想定（平成25年12月）」において、津波高は基本水準面から+5.21mとされており、現在の敷地高（+7.8m～8.6m）より低く、当地点周辺の検潮所における潮位の上昇を考慮しても、敷地高が十分高いため問題はないと考えております。